

○佐賀県児童福祉法施行条例

平成24年 3月23日

佐賀県条例第20号

改正 平成25年 3月25日条例第20号

佐賀県児童福祉法施行条例をここに公布する。

佐賀県児童福祉法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(基準該当通所支援の事業に係る県基準)

第3条 法第21条の5の4第1項第2号の規定により条例で定める基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものは、職員及び当該事業を利用する障害児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする。

2 前項に定めるもののほか、県基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。第5条において「省令」という。）で定める基準とする。

(平25条例20・追加)

(指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)

第4条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

2 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(平25条例20・追加)

(指定通所支援の事業に係る県基準)

第5条 法第21条の5の18第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準(第3項において「県基準」という。)のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものは、職員及び当該事業を利用する障害児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする。

2 前項の規定は、児童発達支援の事業を行う事業所のうち児童発達支援センターであるものについては、適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、県基準は、省令で定める基準とする。この場合において、省令第75条第1項中「専用の区画」とあるのは、「区画」と読み替えるものとする。

(平25条例20・追加)

(指定障害児入所施設等に係る県基準)

第6条 法第24条の12第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営についての基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)で定める基準とする。

(平25条例20・追加)

(助産施設に係る県基準)

第7条 法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち助産施設に係るものは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)で定める基準とする。

(平25条例20・追加)

(乳児院に係る県基準)

第8条 県基準のうち乳児院に係るものは、次に掲げるものとする。

(1) 食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置すること。

(2) 職員及び入所している乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対し、環境

の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。

(3) 乳幼児の食事を調理する者（調乳する者を含む。）に対し、検便による健康診断を実施すること。

2 前項に定めるもののほか、県基準のうち乳児院に係るものは、省令で定める基準とする。

（平25条例20・追加）

（母子生活支援施設に係る県基準）

第9条 県基準のうち母子生活支援施設に係るものは、職員及び入所者に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする。

2 前項に定めるもののほか、県基準のうち母子生活支援施設に係るものは、省令で定める基準とする。

（平25条例20・追加）

（保育所に係る県基準等）

第10条 県基準のうち保育所に係るものは、次に掲げるものとする。

(1) 食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置すること。

(2) 職員及び入所している乳幼児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。

(3) 乳児を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師を配置するよう努めること。

(4) 障害のある乳幼児の保育については、1人1人の発達の過程及び障害の状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下でこれを実施すること。

(5) 乳幼児の食事を調理する者（調乳する者を含む。）に対し、検便による健康診断を実施すること。

2 前項に定めるもののほか、県基準のうち保育所に係るものは、省令で定める基準とする。この場合における保育士の員数の算定については、乳児4人以上を入所させる保育所（乳児4人以上6人未満を入所させる保育所にあつては、規則で定める保育所に限る。）にあつては、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、

保育士とみなすことができる。

- 3 知事は、インターネットの利用その他の適切な方法により、保育所において提供されるサービスを利用しようとする者等に対し、保育所の名称、保育所で行われる保育の内容その他規則で定める事項について周知するものとする。

(平25条例20・旧第3条線下・一部改正)

(児童厚生施設に係る県基準)

第11条 県基準のうち児童厚生施設に係るものは、次に掲げるものとする。

- (1) 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、集会し、遊戯し、図書を閲覧し、及び静養することができる場所並びに便所を設けること。
 - (2) 前号の場所及び便所の設置に当たっては、乳幼児の利用に配慮し、施設の改善及び備品等の整備に努めること。
- 2 前項に掲げるもののほか、県基準のうち児童厚生施設に係るものは、省令で定める基準とする。

(平25条例20・旧第4条線下・一部改正)

(児童養護施設に係る県基準)

第12条 県基準のうち児童養護施設に係るものは、次に掲げるものとする。

- (1) 食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置すること。
 - (2) 職員及び入所している児童に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。
 - (3) 児童の食事を調理する者（調乳する者を含む。）に対し、検便による健康診断を実施すること。
- 2 前項に定めるもののほか、県基準のうち児童養護施設に係るものは、省令で定める基準とする。

(平25条例20・追加)

(障害児入所施設に係る県基準)

第13条 県基準のうち福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設に係るものは、次に掲げるものとする。

- (1) 食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するよう努めるとと

もに、食育推進担当者を配置するよう努めること。

(2) 職員及び入所している障害児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。

(3) 障害児の食事を調理する者（調乳する者を含む。）に対し、検便による健康診断を実施すること。

2 前項に定めるもののほか、県基準のうち福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設に係るものは、省令で定める基準とする。

（平25条例20・追加）

（児童発達支援センターに係る県基準）

第14条 前条第1項の規定は、県基準のうち福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターに係るものについて準用する。この場合において、同項第2号中「入所している」とあるのは、「当該施設を利用している」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県基準のうち福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターに係るものは、省令で定める基準とする。

（平25条例20・追加）

（情緒障害児短期治療施設に係る県基準）

第15条 第12条第1項の規定は、県基準のうち情緒障害児短期治療施設に係るものについて準用する。

2 前項に定めるもののほか、県基準のうち情緒障害児短期治療施設に係るものは、省令で定める基準とする。

（平25条例20・追加）

（児童自立支援施設に係る県基準）

第16条 第12条第1項の規定は、県基準のうち児童自立支援施設に係るものについて準用する。

2 前項に定めるもののほか、県基準のうち児童自立支援施設に係るものは、省令（第79条第1項及び第84条第2項並びに第88条中教育評価に係る部分を除く。）で定める基準とする。

（平25条例20・追加）

（児童家庭支援センターに係る県基準）

第17条 県基準のうち児童家庭支援センターに係るものは、省令で定める基準とする。

(平25条例20・追加)

(手数料の徴収)

第18条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。

納付義務者	手数料		納付時期
	名称	額	
1 法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験を受けようとする者	保育士試験手数料	12,700円	受験申込みのとき
2 法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録を申請する者	保育士登録申請手数料	4,200円	登録申請のとき
3 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	保育士登録証書換え交付手数料	1,600円	書換え交付申請のとき
4 児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付を受けようとする者	保育士登録証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき

2 前項の規定にかかわらず、同項の表第1号の中欄に掲げる手数料に係る事務を、法第18条の9第1項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）に行わせる場合は、当該手数料は、当該指定試験機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(平25条例20・旧第5条繰下)

(手数料の減免)

第19条 知事は、災害その他の事由により必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

(平25条例20・旧第6条繰下)

(手数料の還付)

第20条 既納の手数料は、還付しない。ただし、申込者又は申請者の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。

(平25条例20・旧第7条繰下)

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例20・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(保育所に係る県基準に関する経過措置)

2 この条例の施行前に法第35条第3項の届出をした保育所及び同条第4項の認可を受けた保育所については、この条例の施行の日から起算して4年間は、第3条第1項第1号に掲げる県基準を適用しない。

(佐賀県手数料条例の一部改正)

3 佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成25年条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(乳児院に係る県基準に関する経過措置)

2 この条例の施行前に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた乳児院については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3年間は、この条例による改正後の佐賀県児童福祉法施行条例（以下「新条例」という。）第8条第1項第1号に掲げる県基準を適用しない。

(児童養護施設に係る県基準に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前に児童福祉法第35条第4項の認可を受けた児童養護施設については、施行日から起算して3年間は、新条例第12条第1項第1号に掲げる県基準を適用しない。